

★ 栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則（規則第十一号）（健康対策課）

一 改正の要旨

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部が改正され、栄養士等の免許証に旧姓の併記が可能とされたことなどに鑑み、栄養士免許の申請に係る様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年一月一日